

鬼北町議会臨時会・定例会報告

第2回

鬼北町議会臨時会

平成21年第2回鬼北町議会臨時会が2月12日に開催され、議案4件が原案どおり可決されました。

◎議案（4件）

▼鬼北町地域活性化基金条例の制定について

▼鬼北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

▼平成20年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について

5億5,950万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,920万円としました。

▼平成20年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

870万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,218万4千円としました。

第1回

鬼北町議会定例会

平成21年第1回鬼北町議会定例会が3月2日、3日、18日の3日

間開催され、請願2件、意見書2件、諮問1件、議案37件が提案されました。（詳細は5月号に掲載します。）

一般質問の概要をお知らせします。

一般質問

山本 勤 議員

◎町行政運営について

町長職務代理者 引き継ぎについて。

町長職務代理者 地方自治法施行令第122条で、退職の日から20日以内に後任者に引き継ぐことが規定されており、2月19日に松浦前町長から引継ぎを受けた。

町長職務代理者 副町長の人事は町長の権限に属することであり、「副町長は置かない」という話は伺ったが、それ以上の話は伺っていない。

町長職務代理者 松浦前町長からは「同日選挙は選挙管理委員会の権限で決定したものである」という話を伺っている。松浦前町長は、選挙管理委員会の「町長選と町議選を同日選挙で行う」との決定を受けて、平成20年度当初予算に、町長選挙と町議会議員選挙を同日選挙で行うための予算を提案し、議会の議決を受けたものであると考えている。

町長職務代理者 行政実例では、「決算は議会の認定に付すという手続を完了した時点で、有効に成立したものと解することができる」、また、「議会は決算の認定をしないこともでき、認定されなくても決算の効力には影響しない」とされている。松浦前町長としても、審議未了にはなったものの、再提案をする考えはないとの判断であったものである。

また、平成20年第4回議会定例会の一般質問に対して、松浦前町長がお答えしたとおり、前年度決算（平成18年度決算）の議会承認数値を改ざんしたものとは考えていないものである。

町長職務代理者 松浦前町長から引継ぎを受けている。

町長職務代理者 松浦前町長から引継ぎを受けている。

町長職務代理者 平成21年度当初